

福井県医療機関オンライン化支援事業補助金交付要領

令和5年 7月21日

最終改正令和7年 1月 1日

健康福祉部健康医療局保健予防課

(趣旨)

第1条 福井県医療機関オンライン化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および保健予防課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 本補助金は、下表第1欄に定める医療費支給に係る診断書（下表第2欄）を作成する指定医（下表第3欄）が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院および診療所ならびに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「指定医が勤務する医療機関」という。）が行う、診断書のオンライン登録に向けたシステムの改修および機器の導入等に必要な経費を補助することにより、診断書のオンライン化の推進を図ることを目的として交付する。

1 医療費	2 診断書	3 指定医
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する医療（指定難病に係る特定医療）	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する診断書（臨床調査個人票）	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に定める指定医
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する医療（小児慢性特定疾病医療）	児童福祉法第19条の3第1項に規定する診断書（医療意見書）	児童福祉法第19条の3第1項に定める指定医

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を上限とし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）以下とする。

3 1医療機関につき1回限りの交付とし、複数回の交付はできないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業を行おうとする年度の2月末日までに行わなければならない。

2 要綱第3条の申請書（様式1）に添付すべき書類は、それぞれ様式第2号および様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする指定医が勤務する医療機関（以下「補助事業者」とい

う。)は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人および同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

4 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

(状況報告等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

2 事業計画を変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。

3 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

4 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

5 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

6 事業計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第12条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業完了後1か月以内または翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までにおこなわなければならない。

2 要綱第6条の実績報告書(様式5)に添付すべき書類は、様式第2号および様式第3号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により遅くとも交付決定の翌年度8月末日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入および支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿および証拠書類は、当該補助事業等2前項に規定する帳簿および証拠書

類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得した財産は、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供してはならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(雑則)

第11条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年 7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 1月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
福井県医療機関オンライン化支援事業補助金	指定医が勤務する医療機関とする。ただし、児童福祉法第19条の3第1項に定める指定医が勤務する医療機関にあっては、福井市の区域に所在する医療機関を除く。	以下に該当する経費とする。ただし、県による他の補助金の対象となった経費を除く。 （1）院内システムから診断書のファイルを出力し、USB等の電子記録媒体又は安全なネットワークを介して、インターネットに接続している端末にコピーし、データベースにアップロードするために必要な院内システム改修費、USB等の電子記録媒体およびインターネット接続用端末購入に係る費用。 （2）ブラウザで診断書の内容を厚生労働省が構築するオンライン登録システムに直接入力するためのインターネット接続用端末購入に係る費用。	1／2	50千円

福井県知事 様

申請者 住 所
医療機関名
代表者氏名

令和○年度福井県医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書

令和○年度医療機関オンライン化支援事業について、補助金等の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
医療機関オンライン化支援事業
- 2 補助事業等の目的および内容
医療機関が行う、診断書のオンライン登録に向けたシステムの改修及び機器の導入等を支援することにより、診断書のオンライン化の推進を図る。
- 3 交付申請額
円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他必要とする書類

福井県医療機関オンライン化支援事業実施計画（実績報告）書

区 分	内 容		
1 . 医 療 機 関	医 療 機 関 名		
	医 療 機 関 の 住 所		
	医 療 機 関 の 代 表 者		
	医 療 機 関 コー ド		
	指 定 医 の 氏 名 ※ 複 数 の 場 合 は 氏 名 を 1 名 の み 記 載 し、 他 ○ 名 と す る こ と。	難 病 指 定 医	
		小 児 慢 性 指 定 医	
2 . 補 助 事 業 の 具 体 的 な 内 容	※実施計画：見積書・カタログ等を添付すること。 ※実施報告：領収書および納品書の写し、購入物品の写真、システム改修を完了したことが分かる証拠書類の写し（業務システムを回収した場合に限る。）を添付すること。		

【担当者】

所属・職名	
氏 名	
電話番号	
メールアドレス	

福井県医療機関オンライン化支援事業収支予算（決算）書

1 収入

区 分		予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (A)－(B)	内訳明細
本補助金					
自己資金					
	うちその他助成金				
	うち寄附金				
計					

2 支出

区 分		予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (A)－(B)	内訳明細
計					

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

補助事業者 法人名称
代表者職
氏 名

- (注) 1 申請時は、予算額(A)のみを記載すること。
2 支出の区分は、支出科目とすること。
3 収入の計と支出の計は一致すること。

第 号
年 月 日

様

福井県知事 ○○ ○○

○○度福井県医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書

○○年○○月○○日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった福井県医療機関オンライン化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、福井県医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業は、「福井県医療機関オンライン化支援事業」とし、その内容は、申請書の事業実施計画に記載されたとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額および交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円
- 3 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、福井県医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項および第 5 条第 3 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 4 補助規程の遵守
本補助金の収受および使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則および要綱の規定に従わなければならない。

第 号

年 月 日

福井県知事

様

申請者 住 所
医療機関名
代表者氏名

令和〇年度福井県医療機関オンライン化支援事業実績報告書

令和〇年 月 日付保第 号で補助金の交付決定を受けた令和〇年度福井県医療機関オンライン化支援事業が完了したので、福井県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
医療機関オンライン化支援事業
- 2 補助金等の交付決定額およびその精算額
円
- 3 添付書類
 - (1) 実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 領収書及び納品書の写し、購入物品の写真

福井県知事 様

補助事業者名

〇〇年度福井県医療機関オンライン化支援事業補助金仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇号で交付決定がありました福井県医療機関オンライン化支援事業補助金について、福井県医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	交付要綱第 5 条の規定による交付金額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇号による交付金交付決定額)	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付してください。

様式第 7 号

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
医 療 機 関 名
代 表 者 氏 名
発 行 責 任 者 氏 名
担 当 者 氏 名
連絡先（電話番号）

令和〇年度福井県医療機関オンライン化支援事業補助金交付請求書（概算払）

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇号で交付決定を受けた令和 5 年度福井県医療機関オンライン
化支援事業補助金 円を交付されるよう福井県補助金交付規則第 1 5 条の規定により請求
します。